

筑紫ガス e-でんき 電気需給約款の改定について

2024年4月1日付で以下のとおり、電気需給約款の改定いたしますので、ご案内申し上げます。

1. 主な変更点

- ・エリアごとの約款統合による条項の変更および記載項目の変更
- ・一部内容改定、適用単価の変更

2. 電気需給約款 新旧対照表

該当条項	変更前	変更後																										
第10条 第1項	<p>1. e-プランB (4) 電気料金 1ヶ月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙4（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙5（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、別紙5（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙5（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、別紙5（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(a) 基本料金 基本料金は、第13条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間1ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr><td>契約電流 20 アンペア</td><td style="text-align: right;">632 円 48 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 30 アンペア</td><td style="text-align: right;">948 円 72 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 40 アンペア</td><td style="text-align: right;">1,264 円 96 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 50 アンペア</td><td style="text-align: right;">1,581 円 20 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 60 アンペア</td><td style="text-align: right;">1,897 円 44 銭</td></tr> </table> <p>(b) 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>120キロワット時までの1キロワット時につき</td><td style="text-align: right;">18 円 16 銭</td></tr> <tr><td>120キロワット時をこえ 300キロワット時までの1キロワット時に</td><td style="text-align: right;">23 円 24 銭</td></tr> </table>	契約電流 20 アンペア	632 円 48 銭	契約電流 30 アンペア	948 円 72 銭	契約電流 40 アンペア	1,264 円 96 銭	契約電流 50 アンペア	1,581 円 20 銭	契約電流 60 アンペア	1,897 円 44 銭	120キロワット時までの1キロワット時につき	18 円 16 銭	120キロワット時をこえ 300キロワット時までの1キロワット時に	23 円 24 銭	<p>1. e-プランB (4) 電気料金 1ヶ月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙4（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙5（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙5（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に記載のX円（以下単に「X円」といいます。）を下回る場合は、本約款別紙5（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙5（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙5（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(a) 基本料金 基本料金は、第13条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間1ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr><td>契約電流 20 アンペア</td><td style="text-align: right;">632 円 48 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 30 アンペア</td><td style="text-align: right;">948 円 72 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 40 アンペア</td><td style="text-align: right;">1,264 円 96 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 50 アンペア</td><td style="text-align: right;">1,581 円 20 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 60 アンペア</td><td style="text-align: right;">1,897 円 44 銭</td></tr> </table> <p>(b) 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>120キロワット時までの1キロワット時につき</td><td style="text-align: right;">18 円 25 銭</td></tr> </table>	契約電流 20 アンペア	632 円 48 銭	契約電流 30 アンペア	948 円 72 銭	契約電流 40 アンペア	1,264 円 96 銭	契約電流 50 アンペア	1,581 円 20 銭	契約電流 60 アンペア	1,897 円 44 銭	120キロワット時までの1キロワット時につき	18 円 25 銭
契約電流 20 アンペア	632 円 48 銭																											
契約電流 30 アンペア	948 円 72 銭																											
契約電流 40 アンペア	1,264 円 96 銭																											
契約電流 50 アンペア	1,581 円 20 銭																											
契約電流 60 アンペア	1,897 円 44 銭																											
120キロワット時までの1キロワット時につき	18 円 16 銭																											
120キロワット時をこえ 300キロワット時までの1キロワット時に	23 円 24 銭																											
契約電流 20 アンペア	632 円 48 銭																											
契約電流 30 アンペア	948 円 72 銭																											
契約電流 40 アンペア	1,264 円 96 銭																											
契約電流 50 アンペア	1,581 円 20 銭																											
契約電流 60 アンペア	1,897 円 44 銭																											
120キロワット時までの1キロワット時につき	18 円 25 銭																											

	つき 上記超過 1 キロワット時につき	23 円 83 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき 上記超過 1 キロワット時につき	23 円 33 銭 23 円 92 銭																		
第 10 条 第 2 項	<p>2.e - プラン C</p> <p>(4) 電気料金</p> <p>1ヶ月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙 4（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 5（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、別紙 5（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 5（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、別紙 5（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(a) 基本料金</p> <p>基本料金は、第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>契約容量 6 キロボルトアンペア</td> <td>1,897 円 44 銭</td> </tr> <tr> <td>上記超過契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td> <td>316 円 24 銭</td> </tr> </table> <p>(b) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その 1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>16 円 92 銭</td> </tr> <tr> <td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>22 円 07 銭</td> </tr> <tr> <td>上記超過 1 キロワット時につき</td> <td>24 円 82 銭</td> </tr> </table>	契約容量 6 キロボルトアンペア	1,897 円 44 銭	上記超過契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	316 円 24 銭	120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	16 円 92 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22 円 07 銭	上記超過 1 キロワット時につき	24 円 82 銭	<p>2.e - プラン C</p> <p>(4) 電気料金</p> <p>1ヶ月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 4（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 5（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 5（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 5（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 5（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(a) 基本料金</p> <p>基本料金は、第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>契約容量 6 キロボルトアンペア</td> <td>1,897 円 44 銭</td> </tr> <tr> <td>上記超過契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td> <td>316 円 24 銭</td> </tr> </table> <p>(b) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その 1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>17 円 01 銭</td> </tr> <tr> <td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>22 円 16 銭</td> </tr> <tr> <td>上記超過 1 キロワット時につき</td> <td>24 円 91 銭</td> </tr> </table>	契約容量 6 キロボルトアンペア	1,897 円 44 銭	上記超過契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	316 円 24 銭	120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 01 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22 円 16 銭	上記超過 1 キロワット時につき	24 円 91 銭
契約容量 6 キロボルトアンペア	1,897 円 44 銭																					
上記超過契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	316 円 24 銭																					
120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	16 円 92 銭																					
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22 円 07 銭																					
上記超過 1 キロワット時につき	24 円 82 銭																					
契約容量 6 キロボルトアンペア	1,897 円 44 銭																					
上記超過契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	316 円 24 銭																					
120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 01 銭																					
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22 円 16 銭																					
上記超過 1 キロワット時につき	24 円 91 銭																					
第 10 条 第 3 項	<p>3.e - プラン動力</p> <p>(4) 電気料金</p> <p>1ヶ月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 4（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 5（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙 5（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に記載の X 円（以下単に「X 円」といいます。）を下回る場合は、本約款別紙 5（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、</p>	<p>3.e - プラン動力</p> <p>(4) 電気料金</p> <p>1ヶ月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 4（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 5（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 5（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 5（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 5（燃料費調整）</p>																				

本約款別紙 5 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 5 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	972 円 63 銭
-----------------	------------

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 ヶ月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。この場合、夏季とは、本約款第 2 条 28.に記載の期間とし、その他季とは、本約款第 2 条 28.に記載の期間とする。なお、その 1 ヶ月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その 1 ヶ月の使用電力量をその 1 ヶ月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。ただし、計量値を確認する場合には、その値によります。

夏季料金	契約電力×70 キロワット時までの 1 キロワット時あたり	16 円 97 銭
	上記超過 1 キロワット時につき	25 円 89 銭
その他季料金	契約電力×70 キロワット時までの 1 キロワット時あたり	15 円 32 銭
	上記超過 1 キロワット時につき	23 円 37 銭

3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	972 円 63 銭
-----------------	------------

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 ヶ月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。この場合、夏季とは、本約款第 2 条 28.に記載の期間とし、その他季とは、本約款第 2 条 28.に記載の期間とする。なお、その 1 ヶ月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その 1 ヶ月の使用電力量をその 1 ヶ月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。ただし、計量値を確認する場合には、その値によります。

夏季料金	契約電力×70 キロワット時までの 1 キロワット時あたり	17 円 10 銭
	上記超過 1 キロワット時につき	26 円 10 銭
その他季料金	契約電力×70 キロワット時までの 1 キロワット時あたり	15 円 45 銭
	上記超過 1 キロワット時につき	23 円 57 銭

第 28 条

契約の変更

4. 契約電流、契約容量、契約電力の変更は、1 ヶ月単位で実施します。ただし、双方が合意した場合はこの限りではありません。

契約の変更

4. 契約電流、契約容量、契約電力の変更は、原則として設備が変更された日以降の検針日から適用します。ただし、双方が合意した場合はこの限りではありません。